

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号	1730-428-0617-5		仕様書番号	
品名 又は 件名	高所はしご -----		CPS-B17582	
			大 臣 認 承	平成 年 月 日
			作 成	平成26年11月13日
			改 正	平成 年 月 日
				平成 年 月 日
作成部 隊等名	補給本部			

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊C-2航空機の胴体及び主翼上面への接近に使用する高所はしご（以下，“本器材”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-B99001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

DSP D 6002	けん引車・航空機用
DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
C&LPS-B99001	航空機用機器工具一般共通仕様書
C&LPS-Y00007	調達品等一般共通仕様書

b) 法令等

航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

品 名	高所はしご
-----	-------

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

設計条件は、C&LPS-B99001の2.2によるほか、次によるものとし、本器材使用時又は移動時において、異常な変位及び振動がない剛性を有するものとする。

なお、設計を実施するにあたり、現地調査が必要な場合は、官側と調整のうえ、現地調査を実施することができる。

- a) 整備性に優れ、維持整備が容易であり、特別な教育を必要としないこと。
- b) 整備に特殊な器材及び工具を必要としないこと。
- c) 部品の入手が容易で、長期にわたり確保でき、継続して部品取得が可能であること。

2.2 構成

構成は、表1による。

表1－構成

品 名	数量	単位
高所はしご組立	1	EA
トーパー	1	EA
自在車輪	5	EA
フロア・ロック	7	EA
補助はしご	1	EA

2.3 材料・部品

材料及び部品は、C&LPS-B99001の2.3による。

2.4 加工方法

加工方法は、C&LPS-B99001の2.4による。

2.5 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、次によるほか、付図1を基準とし、細部は承認図面による。

2.5.1 構造・形状

本器材は、角形鋼管及び鋼板による溶接構造及びボルト締めによる組立構造とし、手すり、天板、踊り場及び階段を設け、滑り止めを施すものとする。

2.5.2 寸法・質量

寸法及び質量は、表2による。

表2－寸法・質量

単位mm

最大寸法 ^{a)}			最大質量 (kg)
全長	全幅 ³	全高	
1 1 0 0 0	4 0 0 0	9 0 0 0	1 2 0 0
注 ^{a)} 寸法にトーパー及び突起物は、含まない。			

品 名	高所はしご
-----	-------

2.6 機能・性能

2.6.1 機能

機能は、次による。

- a) トーバーを使用し、航空機用けん引車DSP D 6002により、けん引可能であること。
- b) 本器材の質量に耐荷する移動用の自在車輪を有し、人力による移動が可能であること。
- c) フロア・ロックを有し、舗装面で所定の位置に停止保持できること。
- d) 天板から航空機の胴体及び主翼上面へ昇降が可能な取外し式の補助はしごを有すること。
- e) 機体と接触する可能性のある箇所には、クッション材等の緩衝材を設けること。
- f) 機体に接近する部位には、緩衝材を設けるものとする。

2.6.2 性能

性能は、次による。

- a) 制限荷重 980N (1人)
- b) 制限荷重の3.0倍に耐荷すること。

2.7 表面処理

表面処理は、C&LPS-B99001の2.6による。

2.8 製品の表示

製品の表示は、C&LPS-B99001の2.7による。

2.9 品質管理

品質管理は、DSP Z 9008によるものとし、要求事項は、表1のcによる。

3 品質保証

3.1 製品試験

製品試験は、2.6の機能及び性能が満足していることを確認する。

3.2 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

4.1 包装

商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、C&LPS-B99001の3.1.2による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、C&LPS-Y00007の4.1により、次の書類を提出するものとする。

- a) 類別原資料
- b) 取扱説明書(会社刊行技術資料)
- c) 特定化学物質等の資料
- d) 貴金属等管理資料

品 名	高所はしご
-----	-------

5.2 承認用図面

契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により、次の承認用図面を作成のうえ、提出し、承認を受けるものとする。

- a) 外形図
- b) 組立図
- c) 銘板図

5.3 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C&LPS-Y00007の4.7による。

5.4 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C&LPS-Y00007の4.4による。

5.5 設置・調整

設置及び調整は、次による。

- a) 契約の相手方は、本器材を官側の指定する場所に搬入するにあたり、分解した状態で輸送せざるを得ない場合は、搬入場所において設置及び調整のうえ、2.6.1の機能の確認を行うこと。
- b) 設置及び調整等に先立ち、設置及び調整等の細部について定めた実施要領書4部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

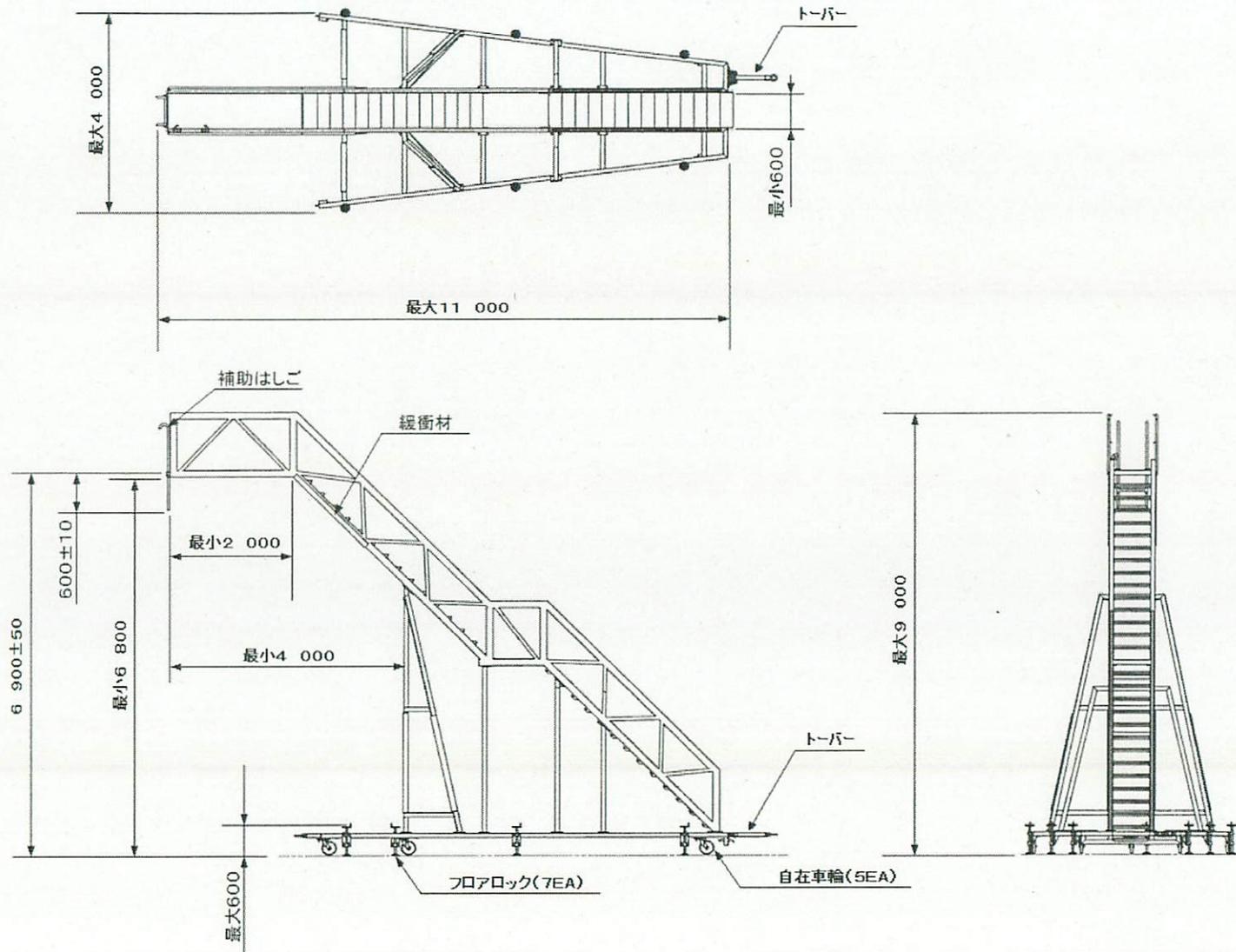
5.6 立入禁止区域への立入

契約の相手方は、立入禁止区域へ立ち入る必要がある場合は、航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続等に関する達の定めるところにより、現地部隊と調整のうえ、事前に立入申請を行うものとする。

5.7 官側における支援

契約の相手方は、現地調査を実施するにあたり、官側の支援が必要な場合は、次の事項について官側と事前に調整のうえ、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) XC-2航空機又はC-2航空機の支援
- b) 現地部隊が保有する器材等の使用
- c) 現地部隊における搬入器材の保管及び作業のための施設提供
- d) 現地部隊における電気及び水の使用



単位 : mm

付図 1 - 高所はしご

品名

高所はしご